

令和3年7月12日
あんしん少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域の特別お取扱いについて【第2報・第3報】

この度の「令和3年7月1日からの大雨にかかる災害」にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、次のような特別なお取扱いをいたします。

1. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払について

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

3. 災害救助法適用地町村及び適用日について

①適用地域	②適用日
静岡県熱海市	令和3年7月3日
鳥取県鳥取市	令和3年7月7日
島根県松江市	同上
出雲市	同上
鹿児島県出水市	令和3年7月10日
薩摩川内市	同上
伊佐市	同上
薩摩郡さつま町	同上
始良郡湧水町	同上

【お問合せ先】

お客様相談室 通話無料 0120-685-336

受付時間 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)